

平成 25 年 3 月 18 日

各 位

会 社 名 クレアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒 田 高 史
(コード番号 1757 大証第 2 部)

問合せ先 取締役 岩崎 智彦
電話番号 03-5775-2100

「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型)
に関するご説明 (Q&A) 」の策定に関するお知らせ

当社は、既に平成25年3月15日付「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型)に関するお知らせ」(<http://crea-hd.co.jp/ir/2013/03/15/6482.html>)において公表の通り、いわゆるライツ・オファリングとしての新株予約権無償割当てを実施することを決議いたしました。

つきましては、当社の株主の皆様及び一般の投資家の皆様に本件についてより一層理解を深めていただくため、別紙の通り「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型)に関するご説明 (Q&A)」をご用意いたしましたので、お知らせいたします。

当社の株主の皆様及び一般の投資家の皆様におかれましては、別途開示いたしております上記プレスリリースと併せて別紙をご参照いただき、本件の内容について十分にご理解いただいたうえで、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

ライツ・オフリング(ノンコミットメント型) に関するQ&A

この文書は、当社の第 20 回新株予約権の発行に関する一般的事項を公表するための文書であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買または失権(消滅)に係る投資判断については、本件に係る平成 25 年3月 15 日付「ライツ・オフリング(ノンコミットメント型 当て)に関するお知らせ」(URL: <http://crea-hd.co.jp/ir/2013/03/15/6482.html>) 並びに EDINET より、有価証券届出書 (URL:<http://info.edinet-fsa.go.jp/>) を熟読されたうえで、株主または投資家個人の責任において行ってください。
なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令 (1933 年米国証券法を含む) に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

目次

はじめに.....	2
1 基本的な仕組みについて知りたい.....	3
2 新株予約権の割当てについて知りたい.....	5
3 新株予約権の行使について知りたい.....	5
4 新株予約権の売買について知りたい.....	8
5 単元未満株式及び新株予約権の取り扱いについて知りたい.....	9
6 新株予約権の税務上の取り扱いについて知りたい.....	10
7 大量保有報告書の提出義務について知りたい.....	11
8 スケジュールについて知りたい.....	13
定義集.....	13

この文書は、当社の第 20 回新株予約権の発行に関する一般的事項を公表するための文書であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買または失権（消滅）に係る投資判断については、本件に係る平成 25 年 3 月 15 日付「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型）に関するお知らせ」（URL: <http://crea-hd.co.jp/ir/2013/03/15/6482.html>）並びに EDINET より、有価証券届出書（URL: <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読されたうえで、株主または投資家個人の責任において行ってください。

なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933 年米国証券法を含む）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

はじめに

当社は、平成25年3月15日開催の取締役会において、ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型)を行うことを決議し、同日付けで当該事実を公表させていただきました。

ライツ・オフアリングは、全ての株主に対して新株予約権を無償で割当て、その行使に応じて資金を調達する資金調達手法です。

新株予約権の割当てを受けた株主の皆様は、その権利を行使することによって、当社普通株式を取得することができます。

また、本新株予約権は大阪証券取引所に上場予定です。

従って、本新株予約権の無償割当てを受けた株主の方は、当該新株予約権の行使を希望しない場合、当該新株予約権を市場で売却し、売却益を得ることが可能です。また、本新株予約権の割当基準日時点において当社株式を所有しておらず、本新株予約権の無償割当てを受けられなかった一般の投資家様におかれましても、本新株予約権を市場を通じて取得し、権利行使すれば、当社普通株式を取得することができます。

当社といたしましては、なるべく多くの株主の皆様、その他投資家の皆様に、本新株予約権及び当社の内容をご理解いただき、本新株予約権の行使を選択していただきたいと考えております。

当社の株主の皆様及び一般の投資家の皆様におかれましては、平成25年3月15日付けで別途開示いたしております「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型)に関するお知らせ」と併せて本Q&Aをご参照いただき、十分にご理解を深めていただいたうえで、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本Q&Aで使用されている用語の定義については、本Q&A末尾の定義集をご参照ください。

この文書は、当社の第20回新株予約権の発行に関する一般的事項を公表するための文書であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買または失権(消滅)に係る投資判断については、本件に係る平成25年3月15日付「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型)に関するお知らせ」(URL: <http://crea-hd.co.jp/ir/2013/03/15/6482.html>) 並びにEDINETより、有価証券届出書(URL: <http://info.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読されたうえで、株主または投資家個人の責任において行ってください。

なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

1 基本的な仕組みについて知りたい

1-1. ライツ・オファリングとはなにか

ライツ・オファリングとは、新株予約権をすべての株主を対象に無償で割り当て、当該新株予約権を行使していただくことにより会社が必要な資金を調達する資金調達手法で、株主割当増資の一種です。

本件におきましては、1株の当社普通株式に対して、自動的に、かつ無償で1個の新株予約権が割り当てられます。かかる新株予約権の行使期間内に行使の請求をしていただいた場合、当該行使の請求を行った株主様に当社普通株式1株が交付されます。

なお、本新株予約権は大阪証券取引所に上場する予定ですので、新株予約権の行使を希望されない株主様は、新株予約権の上場期間中、新株予約権を市場で売却することも可能です。

1-2. ノンコミットメント型とはどういうことか

証券会社など特定の金融機関が、一定期間内に行使されなかった新株予約権を全て引き受けた上で、それらを行使することを発行会社に対し予め約束する設計のライツ・オファリングを一般にコミットメント型といい、行使期間内において行使されなかった新株予約権については、そのまま失権(消滅)させる設計のライツ・オファリングを、一般にノンコミットメント型といいます。

本件はノンコミットメント型のライツ・オファリングに該当します。

1-3. 新株予約権の上場について教えてほしい

割当基準日の翌営業日である平成25年4月1日(月)から同年5月23日(木)まで、本新株予約権は大阪証券取引所に上場する予定であり、上場期間中は、通常の株式と同様に、証券会社等を通じ、市場取引をしていただくことが可能となります。

このことにより、本新株予約権の割当てを受けたものの、本新株予約権の行使を希望されない株主様においても、市場取引を通じて本新株予約権の売却益を実現していただくことが可能となります。一方で、市場取引を通じて本新株予約権を購入した一般投資家の皆様の本新株予約権の行使を行う可能性も見込まれることから、当社として資金調達の確実性を高める狙いもあります。

本新株予約権上場後のお取引方法については、下記「4 新株予約権の売買について知りたい」をご参照ください。

1-4. 誰が本新株予約権の割当てを受けることができるのか

本新株予約権は、その割当基準日である平成25年3月31日(日)の最終の株主名簿に記載または記録された株主様に、自動的に、かつ無償で割り当てられます。

現在当社の株式を保有しておらず、本新株予約権の割当てを受ける目的で、新規に当社株

この文書は、当社の第20回新株予約権の発行に関する一般事項を公表するための文書であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買または失権(消滅)に係る投資判断については、本件に係る平成25年3月15日付「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型)に関するお知らせ」(URL: <http://crea-hd.co.jp/ir/2013/03/15/6482.html>) 並びにEDINETより、有価証券届出書(URL: <http://info.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読されたうえで、株主または投資家個人の責任において行ってください。なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

式を購入いただく方は、平成25年3月26日(火)までにお取引をしていただきますよう、お願い申し上げます。

また、現在当社の株式をお持ちの株主の方も、平成25年3月26日(火)までに当社株式を売却された場合、本新株予約権の割当てを受けることはできませんので、ご注意ください。

1-5. 本新株予約権の割当てを受けた後はどうすればよいか

本新株予約権の割当てを受けた場合、①行使して当社普通株式を取得するか、②売却して売却代金を得るかの何れかを選択していただきます。

行使して当社普通株式を取得する場合は、行使価額(1個=1株当たり45円)を払い込むことにより、当社普通株式が交付されます。

売却して売却代金を得る場合、本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料を差し引いた金額を得ることができますが、本新株予約権の売却に伴って、当社普通株式を取得する権利は失われます。

本新株予約権の行使並びに売却に際しての具体的なお手続きの内容については、下記「3 新株予約権の行使について知りたい」又は「4 新株予約権の売買について知りたい」をご参照ください。

なお、期日までに何れかの手続きを実施しない場合、本新株予約権が失権し、希薄化により生じる経済的な不利益の全部または一部を被る可能性がございますので、ご注意ください。

1-6. 本新株予約権の行使又は売却について、それぞれのメリット・デメリットはなにか

本新株予約権の行使価額は45円であり、即ち、本新株予約権の行使をした場合は、金45円の払込によって、当社普通株式を取得することができます。また、本新株予約権を行使した場合は、株式の保有比率を維持することができ、発行済株式総数の増加による一株当たり価値の希薄化による影響を回避することができます。一方で、本件実施後において、当社株式の市場価格が低迷した場合は、損失が発生するおそれがあります。

本新株予約権を売却される場合は、売却益によって、一株当たり価値の希薄化による影響の全部または一部を補てんすることが可能です。但し、本新株予約権の売却金額は市場価格に左右されます。

何れのお手続きを選択いただく場合でも、本Q&A及び「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型)に関するお知らせ」(URL: <http://crea-hd.co.jp/ir/2013/03/15/6482.html>)をご精読いただき、本新株予約権及び本件の内容を十分にご理解いただいた上、お客様ご自身のご判断で行っていただきますよう、お願い申し上げます。

1-7. 本新株予約権の割当てに伴う当社普通株式の権利落ちについて教えてほしい

本件の新株予約権の無償割当てに伴い、平成25年3月27日(水)より当社普通株式の市場価格に、いわゆる権利落ちが反映される見込みです。ご参考までに、大阪証券取引所の「呼値の制限値幅に関する規則」では、権利落ち日の基準値段は(権利付最終値+新株予約権の行使に際して払い込む金額)÷(1+株式1株に対して割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数)で計算することとされております。従って、仮に平成25年3月26日(火)(権利付最終日)の当社普通株式の終値が100円だった場合には、基準値段は

この文書は、当社の第20回新株予約権の発行に関する一般的事項を公表するための文書であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買または失権(消滅)に係る投資判断については、本件に係る平成25年3月15日付「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型)に関するお知らせ」(URL: <http://crea-hd.co.jp/ir/2013/03/15/6482.html>)並びにEDINETより、有価証券届出書(URL: <http://info.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読されたうえで、株主または投資家個人の責任において行ってください。なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

$(100 + 45) \div (1 + 1) = 73$ 円となります。

なお、上記権利落ち日の基準値段は、新株予約権が全て権利行使されて発行される株数を前提として計算した理論値であり、実際の市場価格が上記基準値段と同一になることを保証するものではありません。予めご了承ください。

2 新株予約権の割当てについて知りたい

2-1. 本新株予約権の割当てを受けるための手続きを教えてください

本新株予約権は、その割当基準日である平成25年3月31日(日)の最終の株主名簿に記載または記録されたすべての株主様に、自動的に割り当てられます。

当該株主様におかれましては、特段のお手続きをお取りいただくことなく、割当基準日の翌営業日に、本新株予約権が割り当てられます。

2-2. 新株予約権の割当てを受けた事実はどうのようにして確認が可能か

本新株予約権は振替法の適用を受ける振替新株予約権であり、保管振替機構によって電磁的に記録されます。従いまして、本件において新株予約権証券その他券面は発行されません。新株予約権者の皆様には、お取引先の証券会社等における預かり残高の記録を以てご確認いただくこととなります。

割当基準日の翌営業日である平成25年4月1日(月)に、割当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された各株主の皆様は、証券口座に、本新株予約権の残高が記録されますので、お取引先証券会社等にお問い合わせください。

2-3. 本新株予約権の割当てを証する書面は交付されるのか

本新株予約権の割当基準日である平成25年3月31日(日)における最終の株主名簿に記載または記録された各株主の皆様に対しては、証券会社等に登録しております住所を送付先として、平成25年4月20日(土)頃を目途に本新株予約権に係る株主割当通知書が送付されます。

但し、本新株予約権の売買につきましては、本新株予約権の上場日である平成25年4月1日(月)からお取引が可能です。本新株予約権の売買のお取引を希望される株主の方は、ご自身でお取引先証券会社へお問合せください。

2-4. 信用取引の処理(権利処理、現引禁止の扱い等)について

信用取引に係る各種取扱いの詳細については、お取引をされている各証券会社等へお問合せください。

3 新株予約権の行使について知りたい

この文書は、当社の第20回新株予約権の発行に関する一般的事項を公表するための文書であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買または失権(消滅)に係る投資判断については、本件に係る平成25年3月15日付「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型)に関するお知らせ」(URL: <http://crea-hd.co.jp/ir/2013/03/15/6482.html>) 並びにEDINETより、有価証券届出書(URL: <http://info.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読されたうえで、株主または投資家個人の責任において行ってください。なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

3-1. 新株予約権を行使するとどうなるのか

本新株予約権の目的となる当社普通株式の数は、本新株予約権1個につき1株となっております。よって、本新株予約権1個を行使していただくことで、当社普通株式1株を取得することとなります。

ただし、当社普通株式の単元株式数は100株であり、100個未満の本新株予約権について行使を行っていただいた場合は、その行使の目的となる株式の数も100株未満となるため、結果として単元未満株式を取得することになります。単元未満株式は、議決権など、株式に係る権利の一部が制限され、かつ市場を通じて売却することもできませんのでご留意ください。なお、単元未満株式を保有している株主様は、下記「5 単元未満株式の取り扱いについて知りたい」をご参照ください。

3-2. 本新株予約権を行使する際の手続きを教えてください

まず、外国に居住されている株主様については、本新株予約権の発行要項上、本新株予約権の行使が制限される場合がありますので予めご了承ください。外国に居住されている株主様が本新株予約権の行使をする場合の手続きに関しましては、下記「3-3.外国居住だが、本新株予約権の行使を希望する場合はどうすればよいのか」をご参照ください。なお、新株予約権の行使が制限される場合であっても、新株予約権の売買は行っていただけます。新株予約権の売買については、下記「4 新株予約権の売買について知りたい」をご参照ください。

行使制限の対象でない株主様(内国居住の株主様及び一部外国居住の株主様)が保有する本新株予約権について、当該新株予約権を行使する場合は、当該新株予約権の預託先であるお取引先の証券会社等を通じて行っていただけます。

具体的な行使手続きにつきましては、証券会社等によって異なる可能性がありますので、まずは必ず各株主様ご自身でお取引先証券会社等にお問合せください。

証券会社によっては、書類(振替新株予約権行使請求取次依頼書)による方法のほか、電子的方法(パソコン等)、またはコールセンターにて受付けている場合がございます。

以下は書面(振替新株予約権行使請求取次依頼書)で行使請求を受付けている証券会社における一般的な手続き方法となりますので、ご参照ください。

(1) 振替新株予約権行使請求取次依頼書の提出

振替新株予約権行使請求取次依頼書については以下の方法にて入手が可能です。

- ① 当基準日である平成25年3月31日(日)の最終の株主名簿に記載または記録された各株主の皆様には、平成25年4月20日(土)前後に、各株主の皆様が証券会社に登録しております住所等に郵送にてお送りいたします。
- ② お取引先の証券会社にお問合せ頂くことで、入手可能です。振替新株予約権行使請求取次依頼書には、必要記載事項を記入し、ご捺印のうえ、お取引先証券会社等に対してご提出ください。なお、発行要項記載の行使請求受付場所(日本証券代行株式会社 本店)では、本新株予約権者の皆様から直接行使請求を受付けることはできませんのでご注意ください。

(2) 行使価額のお支払

お取引先証券会社等に、権利行使を希望される本新株予約権の行使価額及び行

使に係る手数料(証券会社等によって異なりますので、各自でお問合せください。)をお振込みください。

(3) 株式の新規記録

上記「振替新株予約権行使請求取次依頼書の提出」及び「行使価額のお支払」をお取引先証券会社等に対して行っていただいた日から、原則として4営業日目の日において、本新株予約権の行使によって取得された株式が、行使を行った株主様の証券口座に新規記録されます。但し、お取引先証券会社によって当該期間が異なる場合がありますので、必ず各お取引先証券会社へお問合せください。

3-3. 外国居住だが、本新株予約権の行使を希望する場合はどうすればよいのか

外国居住の株主様につきましては、原則として本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使は、一部の例外を除き、制限させて頂くこととなります。これは、外国居住の株主様に対する証券法等、適用される外国の法令上、本件に伴う新株予約権の行使が、当該法令におきまして有価証券等の募集行為に該当する可能性があり、外国居住の株主様による新株予約権の行使を認めた場合、外国の法令に基づく当局への登録等の手続きが必要となる可能性があるためです。当社が、当該法令に基づき必要な登録等の手続きを行った場合には、多大な金銭的・事務的コストが発生することが想定され、本件資金調達に支障を来すおそれがあると考えられることから、行使の制限を設けさせて頂いております。

本新株予約権の行使を希望される外国居住の株主様におかれましては、誠にお手数ではありますが、行使請求を行う日の7営業日前までを目途に、当社問合せ先([電話番号])までお問合せ頂いたうえで、自らが米国の居住者では無い旨を証明した資料及び別途当社が指定する資料を当社に提供ください。当社にて法令上の問題がないことが確認出来た場合は、当該株主様による行使を認めさせて頂きます。その場合には、当社よりその旨書面にて通知いたしますので、その後に証券会社等を通じて本新株予約権の行使をご請求ください。

3-4. 保有する複数の本新株予約権(例えば1,000 個)のうちの一部(例えば500 個)だけを行使することは可能か

本新株予約権の行使は1個単位から可能となっておりますので、複数個の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを1個単位で行使することは可能です。従いまして、例えば、1,000 個の本新株予約権を保有する本新株予約権者が、そのうち500 個のみを行使し、残りの500 個は市場で売却することなども可能です。

なお、本新株予約権の発行要項第5項(6)において、「各本新株予約権の一部行使はできない」旨規定されておりますが、ここでいう「一部行使」とは、1 個の本新株予約権の一部(例えば0.5 個の本新株予約権)のみを行使することができない旨を定めるものであり、先述のように1,000個中500個の行使等を禁止する趣旨ではありません。

他方、当社普通株式の単元株式数は100株であり、100個未満の本新株予約権について行使を行っていただいた場合は、その行使の目的となる株式の数も100株未満となるため、結果として単元未満株式を取得することになります。単元未満株式は、議決権など、株式に係る権利の一部が制限され、かつ市場を通じて売却することもできませんのでご注意ください。単元未満株式を保有している株主様は、下記「5 単元未満株式の取り扱いについて知りたい」をご参照ください。

この文書は、当社の第 20 回新株予約権の発行に関する一般的事項を公表するための文書であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買または失権(消滅)に係る投資判断については、本件に係る平成 25 年3月 15 日付「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型)に関するお知らせ」(URL: <http://crea-hd.co.jp/ir/2013/03/15/6482.html>) 並びに EDINET より、有価証券届出書 (URL:<http://info.edinet-fsa.go.jp/>) を熟読されたうえで、株主または投資家個人の責任において行ってください。なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933 年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

3-5. 本新株予約権の行使が可能な期間はいつからいつまでか

本新株予約権の行使可能期間は、平成25年5月7日(火)から同年5月30日(木)までです。但し、各証券会社等が行使請求の取次ぎを受け付ける期間については、証券会社等ごとに異なる可能性がありますので、ご注意ください。

原則として、平成25年5月29日(水)の営業時間までに、振替新株予約権行使請求取次依頼書が証券会社に到着し(証券会社によっては、行使請求の受付について、書類(振替新株予約権行使請求取次依頼書)のほか、電子的方法(インターネット等)、またはコールセンターにて受付している場合がございますので各株主様自身にてご確認ください)、受理がなされ、かつ、証券会社にて行使価額の払込みの完了を確認することが要されますのでご注意ください。

また、お取引先証券会社によって当該期間が異なる場合がありますので、必ず各お取引先証券会社へお問合せください。

3-6. 行使をした場合に、実際に株式を取得できるタイミングについて教えてほしい

原則として、取扱いの証券会社にて本新株予約権の権利行使の振替新株予約権行使請求取次依頼書の受理(証券会社によっては、行使請求の受付について、書類(振替新株予約権行使請求取次依頼書)のほか、電子的方法(インターネット等)、またはコールセンターにて受付している場合がございますので各株主様自身にてご確認ください)及び行使価額の払込みの完了が確認出来た日から4営業日目の日に、当社普通株式について、各本新株予約権者の皆様の証券口座に、交付される当社普通株式の残高が記録され、売買が可能となるものと理解しております。但し、お取引先証券会社等によって手続きが異なる場合がありますので、必ずお取引先の証券会社等へお問合せください。

3-7. 本新株予約権の行使により生じる費用について教えてほしい

本新株予約権の行使に関して発生する費用はお取引先証券会社によって異なりますので、お取引先の証券会社等にお問合せください。

4 新株予約権の売買について知りたい

4-1. 本新株予約権を売買することは可能か

本新株予約権は大阪証券取引所に上場することが予定されています。

従いまして、本新株予約権は、基本的には通常の株式と同様に売買を行っていただくことが可能であると理解しております。但し、証券会社等によっては、取扱いの状況が異なる場合がございますので、お取引に先立ちましては、必ずお取引先の証券会社等にお問い合わせください。

4-2. 本新株予約権の売買はいつからいつまで可能なのか

この文書は、当社の第20回新株予約権の発行に関する一般的事項を公表するための文書であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買または失権(消滅)に係る投資判断については、本件に係る平成25年3月15日付「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型)に関するお知らせ」(URL: <http://crea-hd.co.jp/ir/2013/03/15/6482.html>) 並びにEDINETより、有価証券届出書(URL: <http://info.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読されたうえで、株主または投資家個人の責任において行ってください。なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

本新株予約権は、平成25年4月1日(月)から大阪証券取引所にて上場を予定しており、原則として同日から売買が可能となります。他方、上場期間の最終日は、平成25年5月23日(木)頃となる予定ですので、原則として同日まで売買が可能となります。

但し、証券会社等によっては売買注文の受付期間が異なる場合がございます。また、上場期間の最終日につきましては、後日大阪証券取引所から正式な日程の発表がなされ、当社でもプレスリリースにて公表をする予定ですので、改めて当該プレスリリースをご確認ください。

4-3. 本新株予約権を市場で売却する際の手続きを教えてください

本新株予約権の売買に伴うお手続きは、各証券会社等によって異なりますので、必ず各自でお取引先の証券会社等にお問合せください。

4-4. 本新株予約権の売買単位と売買金額について教えてください

本新株予約権の売買単位は、当社普通株式と同様で、100個単位となります。なお、売買金額については、市況状況によって左右されるところとなりますので、お取引先の証券会社等に各自でお問合せください。

5 単元未満株式及び新株予約権の取り扱いについて知りたい

5-1. 単元未満株式とは何か

当社は、株主が株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式を100株とする旨を当社定款において定めています。この一単元に満たない株式を単元未満株式といいます。

単元未満株式は、配当を受ける権利や残余財産の分配を受ける権利、株式や新株予約権の割当てを受ける権利は通常の株式と変わらない一方、株主総会における議決権がないことに加え、取引所の業務規程において株式の売買単位は単元株式数と同数とするものとして定められていることから、市場を通じた売買が行えません。

また、新株予約権についても、その売買単位は単元株式数と同数とするものとして定められているため、その売買は100個単位で行われる必要があります。

5-2. 単元未満株式にも新株予約権は割り当てられるのか

単元未満株式は、株主総会における議決権がないことを除き、会社法上の権利は通常の株式と変わらないものであり、本新株予約権の無償割当に際しても当然に割り当ての対象となります。

ただし、単元未満株式に割り当てられた新株予約権を行使した場合、単元未満株式を保有することとなる場合がありますので、ご注意ください。

また、本新株予約権は大阪証券取引所に上場する予定ですが、その売買単位は単元株式数に基づき100個となる予定です。当該売買単位に満たない新株予約権は、市場を通じた売

この文書は、当社の第20回新株予約権の発行に関する一般的事項を公表するための文書であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買または失権(消滅)に係る投資判断については、本件に係る平成25年3月15日付「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型)に関するお知らせ」(URL: <http://crea-hd.co.jp/ir/2013/03/15/6482.html>) 並びにEDINETより、有価証券届出書(URL: <http://info.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読されたうえで、株主または投資家個人の責任において行ってください。なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

買は行えませんので、予めご了承ください。

5-3. 単元未満株式を取得することとなるような新株予約権の行使は可能か

新株予約権の行使は1個から可能であるため、質問にあるような行使、例えば30個の新株予約権を行使し、30株の当社普通株式を取得して頂くことは可能です。

ただし、行使を行った後の保有株式数が100株単位とならない場合、当該株式は単元未満株式となり、議決権が制限されるほか、市場での取引もできませんので、ご注意ください。

5-4. 新株予約権の売買は1個単位から可能か

本新株予約権は大阪証券取引所に上場する予定ですが、大阪証券取引所の業務規程によれば、内国法人が発行する新株予約権の売買単位は当該法人が定めている1単元の株式の数とする旨が定められているため、本新株予約権の売買単位は100個となります。

従いまして、100個単位とならない本新株予約権の割当てを受けた株主様は、保有する本新株予約権の一部については、市場を通じた売買が行えませんので、予めご了承ください。

5-3. 単元未満株式を処分したい場合はどうすればよいか

単元未満株式を有している株主様は、当社に対して、単元未満株式の買取り(100株に満たない株式を当社が買い取る)或いは買増し(株主様が当社から株式を買い足して保有株式を100株単位にする)を請求することが可能です。但し、請求時点におきまして当社で対応可能な分配可能金額或いは自己株式が無い場合は、請求に応じることが出来ませんので予めご了承ください。当該制度の利用につきましてご希望がございましたら、まずはお取引先の証券会社等までお問合せください。

6 新株予約権の税務上の取り扱いについて知りたい

6-1. 本新株予約権の売却額は課税対象となるのか

当社といたしましては、無償割当てによる本新株予約権の取得は原則、簿価は0円であり、譲渡価格の全額が譲渡益として課税対象となると理解しております。

また、本新株予約権の市場での売却が金融商品取引業者への売り委託等によって行われる場合、譲渡益に対する税率は税法の特例(平成23年税制改正)及び復興特別所得税により10.147%(所得税7.147%、住民税3%)になると理解しております。

但し、個別の税務上の論点については当社としては責任を負いかねますので、お取引の際には、各株主様の責において、税理士等の専門家或いはお取引先証券会社等にご相談ください。

6-2. 本新株予約権を売却した場合は、確定申告が必要なのか

一般口座でのお取扱いとなった場合、若しくは特定口座でのお取扱いであっても源泉徴収を

この文書は、当社の第20回新株予約権の発行に関する一般的事項を公表するための文書であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買または失権(消滅)に係る投資判断については、本件に係る平成25年3月15日付「ライツ・オフリング(ノンコミットメント型)に関するお知らせ」(URL: <http://crea-hd.co.jp/ir/2013/03/15/6482.html>) 並びにEDINETより、有価証券届出書(URL: <http://info.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読されたうえで、株主または投資家個人の責任において行ってください。なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

選択しないこととした場合は、確定申告が必要となる場合があると理解しております。各株主様が開設している証券口座の種別（一般口座か特定口座か）については、お取引先の証券会社等へお問い合わせください。

6-3. 本新株予約権は一般口座の扱いとなるのか特別口座の扱いとなるのか

各株主様が保有している当社普通株式が記録されている証券口座が、特定口座か一般口座かに応じて、いずれかの証券口座に記録されることとすると理解しております。

但し、お取引先の証券会社等によっては取扱いが異なる場合がありますので、必ず各株主の皆様及び各本新株予約権者の皆様ご自身で、各お取引先証券会社へお問合せください。

7 大量保有報告書の提出義務について知りたい

7-1. 割当時の大量保有報告書の提出義務について教えてほしい

現行の法制度に基づきますと、平成25年3月31日(日)時点におきまして、(i)各株主様(共同保有者を含む)が発行済株式総数の2.56%超5.0%以下を所有している場合に新たに大量保有報告書の提出義務が、また、(ii)発行済株式総数の5.0%超を所有している場合には変更報告書の提出義務が発生すると理解しております。この場合、平成25年4月8日(月)までに当該書面の提出を頂く必要が生じますのでご注意ください。

なお、本件に関する株券等保有割合につきましては、以下の計算式にて計算がなされません。

株券等保有割合 = A/B

A = 保有株式数(保有者+共同保有者) + 潜在株式数(保有者+共同保有者)

B = 発行済株式総数 + 潜在株式数(保有者+共同保有者)

※「発行済株式総数」は16,384,659株。「潜在株式数」は各株主様に割当てられた新株予約権を全て行使した場合の取得株式数(例えば、新株予約権を100個割当てられた場合は、100株となります。)

7-2. 行使期間中の大量保有報告書の提出義務について教えてほしい

本新株予約権の行使期間中、各株主様における行使により当社発行済み株式数が変動し、結果的に各株主様における株券等保有割合が変動することが想定されますが、現行の法制度に基づきますと、ご自身が新株予約権を行使した場合を除き、変更報告書の提出は不要である(発行済株式数が変動することによって大量保有報告書の提出義務が生じることはない)と理解しております。

7-3. 行使時における大量保有報告書の提出義務について教えてほしい

現行の法制度に基づきますと、上記「6-1.割当時の大量保有報告書の提出義務について教えてほしい」に記載の通り、新株予約権の割当てを受けた段階において、保有株式に数に潜在株式数を加えて株式等保有割合を計算しますので、新株予約権が行使されても株券等

この文書は、当社の第20回新株予約権の発行に関する一般的事項を公表するための文書であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買または失権(消滅)に係る投資判断については、本件に係る平成25年3月15日付「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型)に関するお知らせ」(URL: <http://crea-hd.co.jp/ir/2013/03/15/6482.html>) 並びにEDINETより、有価証券届出書(URL: <http://info.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読されたうえで、株主または投資家個人の責任において行ってください。なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

保有割合に増減はありませんが、保有する株券等の内訳に変更が生じるため、当該変更が発行済株式総数等(大量保有府令第9条の2第1項)の1%以上である場合には、変更報告書の提出義務が生じるものと理解しております。

7-4. 売買時における大量保有報告書の提出義務について教えてください

現行の法制度に基づきますと、本新株予約権の買付け或いは売付けを行った場合におきましては、株券等の保有者の株券等保有割合が5%を超える場合には、大量保有報告書の提出義務(金融商品取引法第27条の23)が、また、大量保有報告書の提出者の株券等保有割合が1%以上増減した場合には、変更報告書の提出義務が(金融商品取引法第27条の25)発生する可能性があるものと理解しております。

なお、本件に関する株券等保有割合につきましては、以下の計算式にて計算がなされます。

株券等保有割合=A/B

A=保有株式数(保有者+共同保有者) + 潜在株式数(保有者+共同保有者)

B=発行済株式総数 + 潜在株式数(保有者+共同保有者)

※「発行済株式総数」は16,384,659株。なお、本件新株予約権の行使の結果を反映した「発行済株式総数」を平成25年6月7日(金)午後5時をもって発表することを予定しております。「潜在株式数」とは各株主様及び共同保有者が大量保有報告書又は変更報告書の提出義務を負った時点において保有する新株予約権等の対象となる当社普通株式の数をいいます。

なお、上記の計算式は、株券等保有割合の計算の概略を示したものであり、個別の事情によっては、異なる計算方法を採用しなければならない可能性がございます。株券等保有割合の計算は、株主様の責任において行っていただきますよう、お願いいたします。

7-5. 行使期間終了時における大量保有報告書の提出義務について教えてください

現行の法制度に基づきますと、本件行使期間終了日である平成25年5月30日(木)における当社の株主様につきましては、その時点で公表された直近の発行済株式総数に基づき、当該株主様の株券等保有割合が5%を超える場合には大量保有報告書の提出義務(金融商品取引法第27条の23)が、また、大量保有報告書の提出者の株券等保有割合が1%以上増減した場合には、変更報告書の提出義務が(金融商品取引法第27条の25)発生する可能性がございます。なお、行使期間終了後に発行済株式総数が開示された場合には、当該発行済株式総数が、公表された直近の発行済株式総数になりますので、株主様につきましてはご注意くださいと存じます。なお、本件に関する株券等保有割合につきましては、以下の計算式にて計算がなされます。

株券等保有割合=A/B

A=保有株式数(保有者+共同保有者) + 潜在株式数(保有者+共同保有者)

B=発行済株式総数 + 潜在株式数(保有者+共同保有者)

※本件新株予約権の行使の結果を反映した「発行済株式総数」を平成25年6月7日(金)午後5時をもって発表することを予定しております。「潜在株式数」とは各株主様及び共同保有者が大量保有報告書又は変更報告書の提出義務を負った時点において保有する新株予約権等の対象となる当社普通株式の数をいいます。

この文書は、当社の第20回新株予約権の発行に関する一般的事項を公表するための文書であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買または失権(消滅)に係る投資判断については、本件に係る平成25年3月15日付「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型)に関するお知らせ」(URL: <http://crea-hd.co.jp/ir/2013/03/15/6482.html>) 並びにEDINETより、有価証券届出書(URL: <http://info.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読されたうえで、株主または投資家個人の責任において行ってください。なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

なお、上記の計算式は、株券等保有割合の計算の概略を示したものであり、個別の事情によっては、異なる計算方法を採用しなければならない可能性がございます。株券等保有割合の計算は、株主様の責任において行っていただきますよう、お願いいたします。

8 スケジュールについて知りたい

本件に係るスケジュールは以下のとおりとなっております。

お手続き等の漏れ、遅れ等がありませんよう、ご注意ください。

項目	日程	備考
新株予約権割当の権利付最終買付け日	平成25年3月26日(火)	本新株予約権の割当てを受けることを目的として、新規に当社普通株式を取得する場合は、割当基準日の3営業日前の日までに買付けを行っていただく必要があります。
新株予約権割当株主の基準日	平成25年3月31日(日)	基準日の最終の株主名簿に記載または記録されていれば、特に手続きを経ることなく本新株予約権の無償割当てを受けることができます。
新株予約権売買可能(上場)予定期間	平成25年4月1日(月)から 平成25年5月23日(木)まで	上場期間につきましては、後日大阪証券取引所から正式な日程の発表がなされる予定です。当社でもプレスリリースにて公表をする予定ですので、ご確認頂ければと存じます。
新株予約権割当通知の到着予定日	平成25年4月20日(土)	各株主の皆様の住所等を送付先として、本新株予約権に係る株主割当通知書等が送付されます。なお、本新株予約権の割当て及び上場は、当該通知の到達前に行われますのでご注意ください。
新株予約権権利行使受付期間	平成25年5月7日(火)から 平成25年5月29日(水)まで	行使を希望する株主様につきましては、原則として、平成25年5月29日(水)の営業時間内までに、行使に必要な手続きを行っていただく必要がありますのでご注意ください。また、証券会社等によっては行使請求の受付期間が異なる場合がありますので、お取引先の証券会社等へ直接お問合せください。

定義集

この文書は、当社の第20回新株予約権の発行に関する一般的事項を公表するための文書であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買または失権(消滅)に係る投資判断については、本件に係る平成25年3月15日付「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型)に関するお知らせ」(URL: <http://crea-hd.co.jp/ir/2013/03/15/6482.html>) 並びに EDINET より、有価証券届出書 (URL: <http://info.edinet-fsa.go.jp/>) を熟読されたうえで、株主または投資家個人の責任において行ってください。なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

「本新株予約権」とは、平成25年3月15日開催の当社取締役会において発行決議されたライツ・オファリング(ノンコミットメント型/ の無償割当て)としてのクリアホールディングス株式会社第20回新株予約権をいいます。

「本件」とは、当社が、資金の調達を目的として、当社以外の全株主に対して本新株予約権の無償割当を行うことをいいます。

「振替法」とは、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。

「証券会社等」とは、本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。